

2017年5月26日

株式会社SYSHDホールディングス

代表取締役会長兼社長 鈴木 裕紀

問合せ先： 管理本部 052-937-0209

URL： <http://www.syshd.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続企業としての収益の拡大、企業価値の向上のため経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高める経営管理体制を整備すると共に、お取引先様や株主等のすべてのステークスホルダーから信頼され業界・地域・社会に貢献する企業となるために、経営の透明性や健全性に加え、企業活動における企業倫理と法令遵守に基づく行動を常に意識し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 裕紀	643,000	61.76
安田 鉄也	180,000	17.29
二宮 由美	101,000	9.70
SYSHDグループ従業員持株会	73,800	7.08
株式会社三井住友銀行	10,000	0.96
株式会社百五銀行	10,000	0.96
瀬戸信用金庫	10,000	0.96
一柳 泰行	4,200	0.40
後藤 大祐	3,000	0.28
伊藤 政光	3,000	0.28
山下 真樹雄	3,000	0.28

支配株主名	鈴木 裕紀
-------	-------

親会社名	—
------	---

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 JASDAQ
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主の取引を行う際には、会社経営の健全性の観点より留意すべき必要性が高い事を認識し、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることなどを慎重に判断し、金額の大小にかかわらず取締役会において十分に審議した上でその実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤井 敏夫	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 敏夫	○	—	公益財団法人理事長等を歴任しており、その高い知見と幅広い経験から、当社の取締役会に対して有益な助言を頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督して頂けると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社との間に

			特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。また、監査役は定期的に内部監査担当者と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有をすることで連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森戸 尉之	弁護士													
深井 貴伸	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森戸 尉之	○	—	<p>弁護士として法務に関する専門的な知識と実務経験を当社の監査に活かし、監査役として適切に職務を遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。</p>
深井 貴伸	○	—	<p>当社の属する情報サービス業界に長く携わり、同氏の情報サービス産業分野を中心とした業界動向や企業経営に関する高度な見識を当社の監査に活かし、監査役として適切に職務を遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に</p>

			特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに企業価値の向上を意識した経営を推進することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。 支給水準については、今後検討すべき事項と考えております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会（子会社含む各社）で決定しております。役員報酬決定については、社外役員の意見も反映しております。 また、監査役報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制としましては、必要に応じ管理本部が適宜サポートを行っております。管理本部担当者が社外役員のサポート役を務めており、社外役員の指示の下で必要な情報収
--

集や調査等を行っております。

また、社外役員が議題の具体的な内容を検討する時間を確保できるよう、事前に取り締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明等も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。

取締役及び取締役会：

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）により構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて意見および指摘を受けております。

また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務を監査しております。

監査役会：

当社は監査役会を設置しており、毎月監査役会を実施しております。当社の監査役会は、監査役3名（うち社外取締役2名）により構成されており、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の有効性確保に努めております。

会計監査人：

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、平成28年7月度の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかわる補助者の構成は、以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 水野 信勝氏
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 大中 康宏氏
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 今泉 誠氏

監査業務にかかわる補助者の構成

- ・ 公認会計士 2名
- ・ その他 16名

内部監査室：

当社は代表取締役の直轄部署として内部監査を実施しており、内部監査室が代表取締役の命を受けて、当社及び子会社全体の業務執行状況を監査しており、内部監査の結果につきましては、代表取締役に報告しております。

経営戦略会議：

当社はグループ各社が一体として事業の円滑かつ合理的な遂行を行うために必要な議論及び情報の共有を目的として、取締役、監査役、子会社取締役、子会社部門責任者が出席する経営戦略会議を毎月1回実施し、経営方針の伝達、利益計画及び各案件の進捗状況の報告を受けております。

リスク管理及びコンプライアンス体制整備：

当社では、企業グループとしての倫理観・理念・法令遵守の姿勢・指針を定めた「グループ企業行動憲章」を制定しており、全従業員及びグループ各社に周知しております。

リスク管理についてはリスクマネジメントに関する基本的な事項を「グループリスク管理規程」に定めているほか、当社グループにおいて近い将来発生が予想されるリスク及び潜在的リスクについて、リスク別にリスク管理担当者を選定しております。

コンプライアンス体制については、弁護士である社外監査役から取締役会にて当社グループ運営及び意思決定についてコンプライアンスの観点から助言・指摘を受けております。さらに、コンプライアンスの相談・通報窓口として、内部監査室及び社外の社会保険労務士へのホットラインを設置しております。情報セキュリティにかかわるリスク管理体制としては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティにかかわる事項の整備等、迅速に対応できる体制としております。また、個人情報保護の遵守のため、個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）を制定し、個人情報の保護に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、重要な決定事項に関しては、定例または臨時の取締役会において、代表取締役、取締役、監査役が出席のうえでその内容を協議・検討しております。

また、1名の社外取締役と2名の社外監査役より、経営全般に関する意見・指摘をいただき、代表取締役及び取締役会の監督においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。

招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の構成割合により今後の検討事項と考えております。
-----------------	-------------------------------

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	開催していくことを検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画グループを担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念において、顧客や従業員をはじめとするステークスホルダーに対し、その立場を尊重する旨を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活・子育てを両立できる労働環境の整備 ・次代を担う子供や若年層人材に就業体験の機会を提供 ・女性が活躍しやすい職場作りの推進 に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行に基づき平成26年6月21日の取締役会にて、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を定めております。概要は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監視し、法令や定款及び社内規程の違反を未然に防止します。
- ・ 取締役が、他の取締役の法令や定款などに違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告します。
- ・ 監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス及び内容が、法令及び定款などに適合しているか確認します。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る文書記録その他情報は、取締役会規程及びその他関連規程に基づき、適切に保存管理します。
- ・ 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクの未然防止、解消、事故などの再発防止に努めます。
- ・ 各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部監査室は、定期的実施する内部統制監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限および責任分掌規程に基づき、適切かつ効率的に職務を執行します。
- ・ 重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、業務遂行のための円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え経営会議を設置しています。経営会議は、原則として毎月定期的に開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議及び業務執行状況報告などを行います。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 法令、規則及びルール遵守を定めたコンプライアンス規程を定め、社内WEBへの掲載の他、毎月定期的に開催される取締役、執行役員及び使用人全員参加の会議（全体会議）にて、継続的な周知徹底を図ります。
- ・ 使用人が、法令定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを

知ったときは、内部通報者制度（エスワイ・ホットライン）に通報相談できる仕組みを整備し、遅滞なく対処します。

- ・ 内部通報者制度に関しては、公益通報者保護規定に基づき通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処します。
- ・ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて一切の関係をもち、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応します。

6. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 関係会社管理規程に基づき、当社を中核とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。
- ・ 子会社及び関連会社の経営については、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。
- ・ 内部監査基準に基づき、当社の内部監査室が当社及びグループ各社に対する内部監査を実施します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める人員を立て、監査役の職務の補助業務を担当させます。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 前項の監査役の補助業務を執行する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

9. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事項、または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、速やかに監査役に報告します。
- ・ 監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人に説明を求めることができます。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役はその職務の執行にあたり、取締役の職務執行が法令及び定款などに適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。
- ・ 監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図ります。

取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整

備及び運用状況を評価し改善します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

また、当社グループにおける反社会的勢力排除方針・基準として「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、以下のような方針のもと、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

反社会的勢力に対する基本方針

当社グループは、市民社会にとって秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる団体との関係について遮断し、被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定めます。

- (1) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対して、経営トップ以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するために体制を整備します。
- (2) 当社グループは、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (3) 当社グループは、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、暴力追放団体、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発をおこないます。
- (5) 当社グループは、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

取引先については新規取引開始時に外部調査機関及び新聞雑誌のデータベースの検索等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する「反社会的勢力の排除に関する覚書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

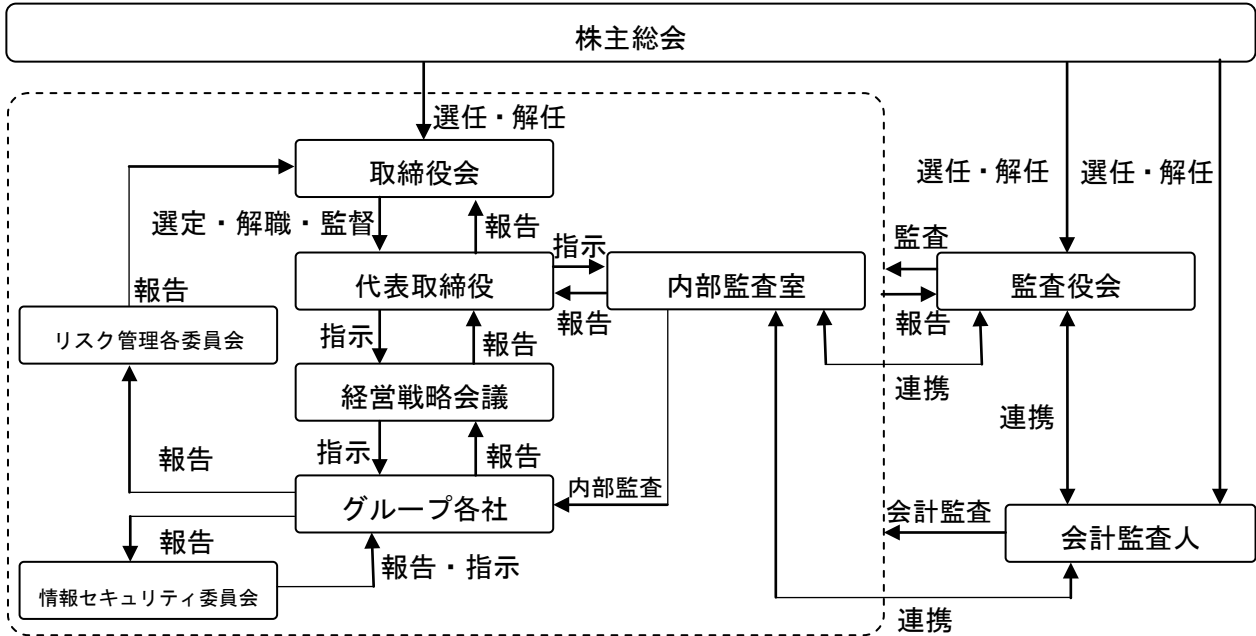
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

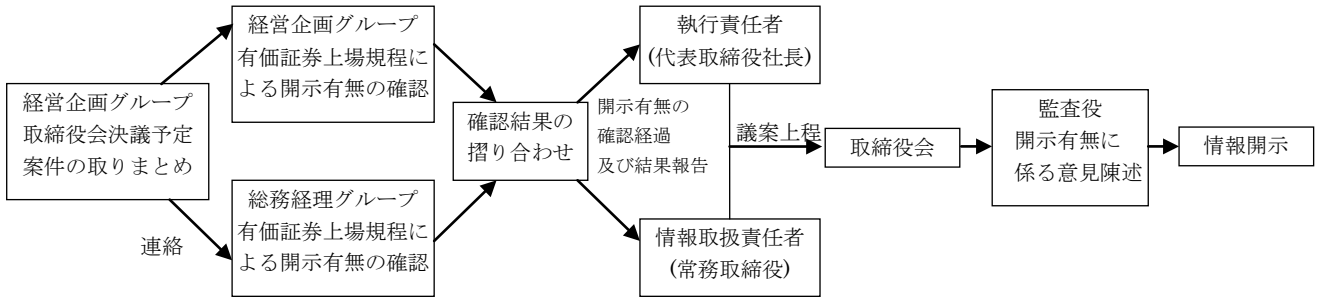
—

【模式図(参考資料)】

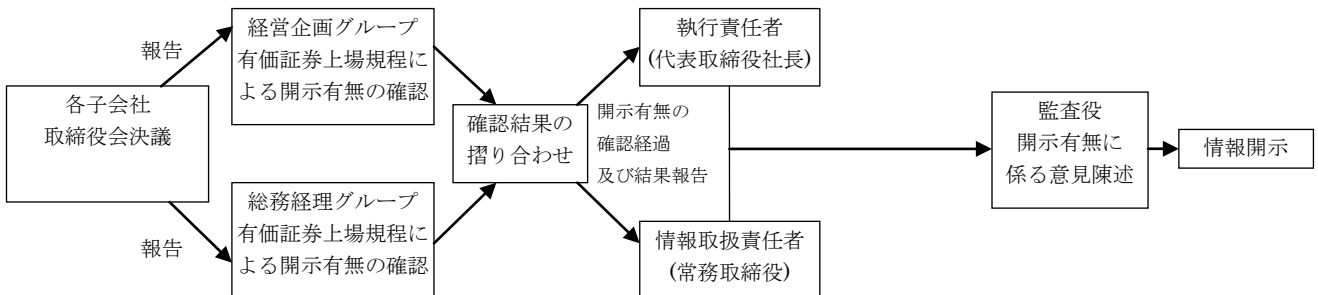


【適時開示体制の概要 (模式図)】

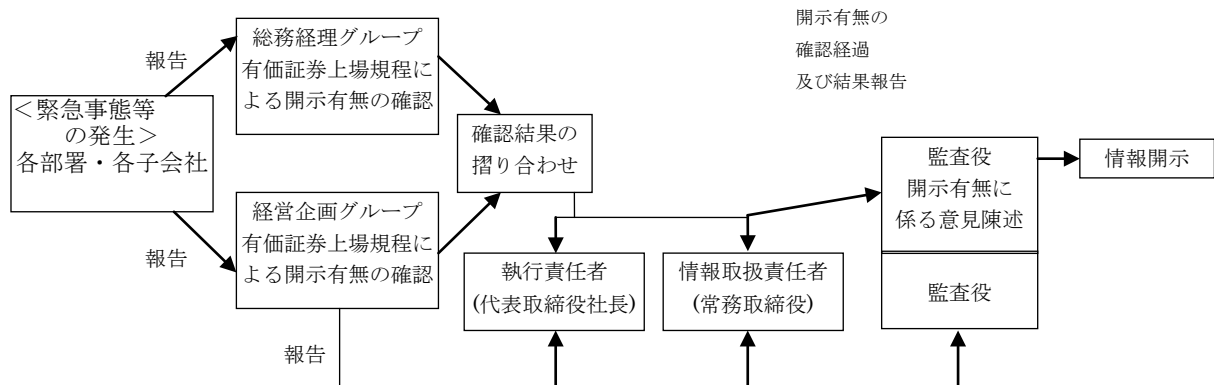
<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



(注) 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後改めて、取締役会にも報告されます。

以上